



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（湊町三丁目自治会）
[企画調整局参画推進課] 1773
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
[建設局中部建設事務所] 1773
- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定 [福祉局監査指導部] 1777
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定
[福祉局監査指導部] 1778
- ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定 [福祉局監査指導部] 1779
- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 1780
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止
[福祉局監査指導部] 1780
- ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止 [福祉局監査指導部] 1781
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
[建設局西部建設事務所] 1782
- ▽生活保護法等による医療機関の指定
[福祉局保護課] 1784
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 1785
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 1785
- ▽生活保護法等による施術者の指定
[福祉局保護課] 1786
- ▽生活保護法等による介護機関の指定
[福祉局保護課] 1787
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 1787
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 1788
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定等
[福祉局障害者支援課] 1790
- ▽災害対策基本法による指定福祉避難所の指定
[福祉局くらし支援課] 1793

- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 東灘里 88 号線）
[建設局道路管理課] 1793
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 北僧尾 2 号線ほか）
[建設局道路管理課] 1794
- ▽道路法による道路の供用廃止（市道 泉台 6 丁目 2 号線） [建設局道路管理課] 1797
- ▽道路法による道路の自転車及び歩行者専用道路の指定（市道 泉台 6 丁目 2 号線）
[建設局道路管理課] 1797
- ▽道路法による道路の供用開始（市道 泉台 6 丁目 2 号線） [建設局道路管理課] 1797

公 告

- ▽一般競争入札による契約の締結（土地の貸付け） [行財政局資産活用課] 1798
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区五色山 1 丁目） [都市局都市計画課] 1801
- ▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1802
- ▽都市再生整備計画の縦覧（神戸ウォーターフロント地区） [都市局都市計画課] 1802
- ▽開発行為に関する工事の完了（北区有野中町 2 丁目） [都市局都市計画課] 1803

交 通 局

- ▽神戸市交通局電子署名規程の一部を改正する規程 [交通局経営企画課] 1804

教 育 委 員 会

- ▽神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
[教育委員会事務局教職員課] 1811
- ▽神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則
[教育委員会事務局学校経営支援課] 1813

告 示

神戸市告示第353号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

湊町三丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市兵庫区湊町3丁目2番5号 ディーグラフォート神戸ハーバーウエスト611号

(3) 代表者の氏名

立花 美佐子

(4) 代表者の住所

神戸市兵庫区湊町3丁目2番5号 ディーグラフォート神戸ハーバーウエスト611号

2 変更があった事項及びその内容**(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市兵庫区湊町3丁目2番21号」を「神戸市兵庫区湊町3丁目2番5号 ディーグラフォート神戸ハーバーウエスト611号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「前畠 茂圀」を「立花 美佐子」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市兵庫区湊町3丁目2番21号」を「神戸市兵庫区湊町3丁目2番5号 ディーグラフォート神戸ハーバーウエスト611号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年6月4日

神戸市告示第358号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、

及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

三宮保管所及び湊町保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 0台	令和4年7月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 31台 原動機付自転車 0台	令和4年7月2日	
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年7月5日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 61台 原動機付自転車 1台	令和4年7月6日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		

三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 38台 原動機付自転車 1台	令和4年7 月8日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 44台 原動機付自転車 1台	令和4年7 月11日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月12日
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月16日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月19日
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
中央区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 1台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 52台 原動機付自転車 1台	令和4年7 月22日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
中央区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月23日
三宮駅周辺	自転車 58台	令和4年7

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 3台	月25日
	元町駅周辺	自転車 6台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	三宮駅周辺	自転車 45台	令和4年7
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	月28日
	元町駅周辺	自転車 5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	
	春日野道駅周辺	自転車 1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	
	中央区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 3台	令和4年7 月29日
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 1台	令和4年7 月5日
	神戸駅周辺	自転車 20台	令和4年7
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台	月7日
	兵庫駅周辺	自転車 2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺	自転車 12台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺	自転車 11台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月12日
	神戸駅周辺	自転車 17台	令和4年7
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台	月13日
	兵庫駅周辺	自転車 2台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
新開地駅周辺	自転車 7台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺	自転車 31台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台		

神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月15日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月19日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月20日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月26日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月29日
兵庫区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第359号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2860290440	訪問看護ステーションアスカケアライフ灘	兵庫県神戸市灘区中原通2-1-18-201	有限会社アスカケアライフ	兵庫県神戸市中央区宮本通三丁目1番30号	令和4年8月1日	介護予防訪問看護
2860290440	訪問看護ステーションアスカケアライフ灘	兵庫県神戸市灘区中原通2-1-18-201	有限会社アスカケアライフ	兵庫県神戸市中央区宮本通三丁目1番30号	令和4年8月1日	訪問看護
2870503832	ぐっどけあプランセンター	兵庫県神戸市兵庫区東山町2丁目12-1-1	株式会社グッドケア	兵庫県神戸市兵庫区菊水町8丁目2-1	令和4年8月1日	居宅介護支援
2870503840	訪問介護わをなす兵庫	兵庫県神戸市兵庫区大開通3-1-3 グランメゾン神戸103号	株式会社モンキーポッド	兵庫県神戸市東灘区青木5丁目11番2-506号	令和4年8月1日	訪問介護
2870603640	デイサービスセンターいばしよ	兵庫県神戸市長田区御屋敷通4丁目1番17号	株式会社キヤスキット	兵庫県神戸市兵庫区塚本通7丁目2-17-704号	令和4年8月1日	通所介護
2875104347	アポロケア	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7番地7号サンゼン山手ハイツ602号	アポロ株式会社	兵庫県神戸市北区北五葉4丁目8番18号	令和4年8月1日	訪問介護

神戸市告示第360号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元 喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870503840	訪問介護 わをなす兵庫	兵庫県神戸市兵庫区大開通3-1-3 グランメゾン神戸103号	株式会社モンキーポッド	兵庫県神戸市東灘区青木5丁目11番2-506号	令和4年8月1日	介護予防訪問サービス
2870503840	訪問介護 わをなす兵庫	兵庫県神戸市兵庫区大開通3-1-3 グランメゾン神戸103号	株式会社モンキーポッド	兵庫県神戸市東灘区青木5丁目11番2-506号	令和4年8月1日	生活支援訪問サービス
2870603640	デイサービスセンター いばしょ	兵庫県神戸市長田区御屋敷通4丁目1番17号	株式会社キヤスキット	兵庫県神戸市兵庫区塚本通7丁目2-17-704号	令和4年8月1日	介護予防通所サービス
2875104347	アポロケア	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7番地7号サンゼン山手ハイツ602号	アポロ株式会社	兵庫県神戸市北区北五葉4丁目8番18号	令和4年8月1日	介護予防訪問サービス
2895000483	ナチュラルケア リハビリデイサービス	兵庫県神戸市北区若葉台4丁目8番11号北鈴駅前ビル2階	株式会社PRIME VISION	京都府京都市下京区函谷鉾町101リージャス京都ビジネスセンター	令和4年8月1日	介護予防通所サービス

神戸市告示第361号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の事業者の指定をしたので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2895000483	ナチュラルケアリハビリデイサービス	兵庫県神戸市北区若葉台4丁目8番11号北鈴駅前ビル2階	株式会社PRIMEVISION	京都府京都市下京区函谷鉦町101リージャス京都ビジネスセンター	令和4年8月1日	地域密着型通所介護

神戸市告示第362号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870702384	ヘルパーステーション ゆう・み	兵庫県神戸市須磨区東落合3丁目7-19DAIMON東落合II番館101号室	株式会社山添電気	京都府与謝郡与謝野町弓木138番地1	令和4年7月31日	訪問介護
2875103703	訪問介護事業所まある	兵庫県神戸市中央区二宮町3丁目1-5-203	株式会社M&L	兵庫県神戸市中央区二宮町三丁目1	令和4年7月31日	訪問介護

神戸市告示第363号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・

介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870702384	ヘルパーステーション ゆう・み	兵庫県神戸市須磨区東落合3丁目7-19DA IMON東落合Ⅱ番館101号室	株式会社山添電気	京都府与謝郡与謝野町弓木138番地1	令和4年7月31日	介護予防訪問サービス
2870702384	ヘルパーステーション ゆう・み	兵庫県神戸市須磨区東落合3丁目7-19DA IMON東落合Ⅱ番館101号室	株式会社山添電気	京都府与謝郡与謝野町弓木138番地1	令和4年7月31日	生活支援訪問サービス
2875203503	デイサービス えにし	兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡910-2	特定非営利活動法人 えにし	兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡910-2	令和4年7月31日	介護予防通所サービス
2895000434	ナチュラルケアリハビリデイサービス	兵庫県神戸市北区若葉台4丁目8-11北鈴駅前ビル2階	一般社団法人 Japan Hospital ity Learning Center	兵庫県神戸市北区若葉台四丁目8番11号	令和4年7月31日	介護予防通所サービス

神戸市告示第364号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2875203503	デイサービス えにし	兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡910-2	特定非営利活動法人 えにし	兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡910-2	令和4年7月31日	地域密着型通所介護
2895000434	ナチュラルケアリハビリデイサービス	兵庫県神戸市北区若葉台4丁目8-11北鈴駅前ビル2階	一般社団法人 Japan Hospital City Learning Center	兵庫県神戸市北区若葉台四丁目8番11号	令和4年7月31日	地域密着型通所介護

神戸市告示第365号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所・西代保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
 - (2) 須磨保管所・名谷保管所
ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。
(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車	令和4年7月7日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通 2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車	令和4年7月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 24台 原動機付自転車		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車	令和4年7月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車	令和4年7月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通 2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車	令和4年7月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車	令和4年7月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 1台		
須磨区須磨浦通 2丁目2番	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止	自転車 3台 原動機付自転車	令和4年7月21日	

須磨保管所	区域			
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車	令和4年7 月26日	
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 20台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転 車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車	令和4年7 月27日	
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車		

神戸市告示第366号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
きのしたクリニック	神戸市東灘区御影本町4丁目10番1号	令和4年8月1日
医療法人社団和啓会メディクス東灘クリニック	神戸市東灘区田中町3丁目13番17号	令和4年8月1日
ハートランドらいふクリニック	神戸市垂水区舞子台7丁目3番7号	令和4年7月1日
すぎ歯科クリニック	神戸市中央区熊内橋通6丁目3番19号	令和4年7月1日
ユーカリ薬局御影北店	神戸市東灘区御影2丁目5番10号	令和4年7月1日
こはる薬局	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号	令和4年6月1日
月見山調剤薬局	神戸市須磨区月見山本町1丁目5番17号	令和4年7月1日
らら薬局 須磨駅前店	神戸市須磨区須磨浦通5丁目6番27号	令和4年7月1日
らら薬局 菅の台店	神戸市須磨区菅の台6丁目23番4号	令和4年7月1日
らら薬局 須磨南町店	神戸市須磨区南町2丁目5番30号	令和4年7月1日
ミツバ薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番5号	令和4年7月1日
テンヤクドー薬局 本店	神戸市北区甲栄台1丁目2番3号	令和4年6月10日
元町駅前薬局	神戸市中央区北長狭通4丁目2番2号	令和4年8月1日

キリン堂薬局 吾妻通店	神戸市中央区日暮通2丁目2番4号	令和4年7月4日
さら薬局トアロード店	神戸市中央区北長狭通2丁目5番9号	令和4年8月1日
ファーマシー伊川谷北店	神戸市西区池上2丁目21番5号	令和4年7月1日
もんファーマシー大沢店	神戸市西区大沢1丁目14番1号	令和4年7月1日
みなとがわ訪問看護ステーション	神戸市兵庫区菊水町5丁目2番3号	令和3年10月10日
訪問看護ステーション DE SIR	神戸市兵庫区下沢通7丁目2番2号	令和4年7月1日
訪問看護ステーションガーデンライフファミリー神戸西	神戸市西区玉津町出合220番地1号	令和3年11月1日

神戸市告示第367号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) ふたば訪問診療クリニック	神戸市垂水区福田4丁目3番21号	令和4年8月1日
(旧) 医療法人双葉会 ふたば訪問診療クリニック		

神戸市告示第368号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
梅田医院	神戸市長田区蓮宮通4丁目1番	令和4年7月19日
ハートランドらいふクリニック	神戸市垂水区舞子台7丁目3番7号	令和4年6月30日
吉田内科クリニック	神戸市北区藤原台中町6丁目26番4号	令和4年6月30日
医療法人すぎ歯科クリニック	神戸市中央区熊内町4丁目1番3号	令和4年6月30日
御影ユーカリ薬局	神戸市東灘区御影2丁目5番10号	令和4年6月30日
らら薬局須磨店	神戸市須磨区南町2丁目5番30号	令和4年6月30日
月見山調剤薬局	神戸市須磨区月見山本町1丁目5番17号	令和4年6月30日
らら薬局 菅の台店	神戸市須磨区菅の台6丁目23番4号	令和4年6月30日
らら薬局須磨駅前店	神戸市須磨区須磨浦通5丁目6番27号	令和4年6月30日
テンヤクドー薬局北鈴店	神戸市北区甲栄台1丁目2番10号	令和4年6月9日
ミツバ薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番5号	令和4年6月30日
キリン堂薬局 吾妻通店	神戸市中央区吾妻通3丁目1番29号	令和4年7月3日
薬局もんファーマシー大久保店	神戸市西区大沢1丁目14番1号	令和4年6月30日
ファーマシー伊川谷薬局	神戸市西区池上2丁目21番5号	令和4年6月30日
医療法人尚生会みなとがわ訪問看護ステーション	神戸市兵庫区菊水町5丁目4番6号	令和3年10月9日

神戸市告示第369号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
なごみ鍼灸整骨院	李 和弘	神戸市須磨区戸政町1丁目1番6号	令和4年7月22日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
なごみ鍼灸整骨院	李 和弘	神戸市須磨区戸政町1丁目1番6号	令和4年7月22日

SALON MI NO	箕原 尚子	神戸市兵庫区荒田町3丁目52番5号	令和4年5月2日
----------------	-------	-------------------	----------

神戸市告示第370号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久 元 喜 造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
みなとがわ訪問看護ステーション	神戸市兵庫区菊水町5丁目2番3号	医療法人尚生会	神戸市兵庫区湊川町3丁目13番20号	令和3年10月10日	訪問看護 介護予防訪問看護
アースサポート神戸	神戸市兵庫区荒田町1丁目10番5号	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	令和4年8月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

神戸市告示第371号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業	当該変更にかかる介護事業	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所	変更年月日	サービス種類

所の名称	所の所在地		在地		
(新) ふたば 訪問診療クリ ニック (旧) 医療法 人双葉会 ふ たば訪問診療 クリニック	神戸市垂水区 福田4丁目3 番21号	医療法人双葉 会	神戸市垂水区福 田4丁目3番21 号	令和4年8 月1日	訪問看護 訪問リハビリ テーション 通所リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予 防訪問看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防通所 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導
アミカ須磨介 護センター	(新) 神戸市 須磨区東落合 2丁目3番23 号 (旧) 神戸市 須磨区白川台 6丁目19番10 号	ALSOK介 護株式会社	埼玉県さいたま 市大宮区三橋2 丁目795番地	令和4年7 月1日	訪問介護 介護予防訪問 サービス

神戸市告示第372号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にか かる介護事業	当該廃止にか かる介護事業	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所	廃止年月日	サービス種類
------------------	------------------	--------------	--------------------	-------	--------

所の名称	所の所在地		在地		
梅田医院	神戸市長田区 蓮宮通4丁目 1	梅田 幸久	神戸市須磨区若 木町1丁目6番 10号	令和4年7 月19日	訪問看護 訪 問リハビリテ ーション 居宅療養管理 指導 介護予 防訪問看護 介護予防訪問 リハビリテ ーション 介護予防居宅 療養管理指導
らら薬局須磨 店	神戸市須磨区 南町2丁目5 番30号	株式会社中川 調剤薬局	兵庫県加古川市 加古川町平野 537番地の2	令和4年6 月30日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
テンヤクドー 薬局北鈴店	神戸市北区甲 栄台1丁目2 番10号	株式会社天薬 堂	神戸市北区甲栄 台4丁目2番15 号	令和4年6 月9日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導 居宅介護支援
医療法人尚生 会みなとがわ 訪問看護ステ ーション	神戸市兵庫区 菊水町5丁目 4番6号	医療法人尚生 会	神戸市兵庫区湊 川町3丁目13番 20号	令和3年10 月9日	訪問看護 介護予防訪問 看護
アースサポー ト神戸	神戸市兵庫区 荒田町1丁目 10番5号	アースサポー ト株式会社 神戸在宅サー ビスセンター	東京都渋谷区本 町1丁目8番7 号	令和4年7 月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉 用具貸与 特定福祉用具 販売 特定介 護予防福祉用 具販売
すすむ会通所 リハビリテー ション	神戸市垂水区 桃山台5丁目 1116番16号	医療法人社団 すすむ会	明石市松が丘1 丁目15番3号	令和4年5 月31日	通所リハビリ テーション 介護予防通所 リハビリテー ション

神戸市告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（育成医療・更生医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

指定年月日	名称	担当する医療の種類	所在地
令和4年7月1日	ひまわりクリニック	口腔	神戸市東灘区住吉宮町7丁目2番1-1号
令和4年7月1日	ひまわりクリニック	中枢神経	神戸市東灘区住吉宮町7丁目2番1-1号
令和4年7月1日	社会医療法人社団正峰会 神戸大山病院 (更生医療のみ)	腎臓	神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号
令和4年7月1日	医療法人社団あおぞら会 糖尿病・腎透析にしかげクリニックアネックス (更生医療のみ)	腎臓	神戸市垂水区福田3丁目3番11号
令和4年7月1日	医療法人社団顕鐘会 神戸百年記念病院	腎臓	神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号
令和4年7月1日	西部調剤薬局	薬局	神戸市兵庫区塚本通7丁目1番14号 オーイービルディング101号
令和4年7月1日	コクミン薬局 阪急六甲店	薬局	神戸市灘区宮山町3丁目1番25号 六甲阪急ビル地下1階
令和4年7月1日	アルカ前開南薬局	薬局	神戸市西区前開南町1丁目4番10号
令和4年7月1日	スギ薬局 三宮店	薬局	神戸市中央区八幡通3丁目1番14号 サンサポートビル1階
令和4年7月1日	ティエス調剤薬局 名谷店	薬局	神戸市須磨区北落合1丁目1番4号 白川コーポレーション105
令和4年7月1日	みなとまち薬局	薬局	神戸市兵庫区新開地4丁目6番1号
令和4年7月1日	フタツカ薬局 上高丸	薬局	神戸市垂水区上高丸1丁目3番5号
令和4年7月1日	フタツカ薬局 伊川	薬局	神戸市西区伊川谷町有瀬36番地の

	谷店		12 107号
令和4年7月1日	フタツカ薬局 兵庫店	薬局	神戸市兵庫区金平町1丁目19番16号
令和4年7月1日	フタツカ薬局 小束台	薬局	神戸市垂水区小束台868番地の1135
令和4年7月1日	ゴダイ薬局 西神パールティ店	薬局	神戸市西区美賀多台9丁目2番2号
令和4年7月1日	ダイエー六甲アイランド店薬局	薬局	神戸市東灘区向洋町中5丁目15番地 ジ・アンタテマーケットシーン1階
令和4年7月1日	ふくだ薬局	薬局	神戸市垂水区東垂水町字菅ノ口707番地の1
令和4年7月1日	わだみさき薬局	薬局	神戸市兵庫区和田宮通6丁目1番30号
令和4年7月1日	さくら薬局 兵庫駅前店	薬局	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番34号 1階
令和4年7月1日	オリーブ薬局	薬局	神戸市垂水区福田3丁目3番17号
令和4年7月1日	イオン薬局垂水店	薬局	神戸市垂水区天ノ下町1番1号 イオン垂水店1階
令和4年7月1日	ココカラファイン薬局 ビエラ御影店	薬局	神戸市東灘区御影本町4丁目10番1号 ビエラ御影1階
令和4年7月1日	ココカラファイン薬局 北神戸店	薬局	神戸市北区有野中町2丁目15番17号
令和4年7月1日	訪問看護ステーション 彩	訪看	神戸市北区緑町3丁目1番30号
令和4年7月1日	訪問看護ステーションしおや助っ人	訪看	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番40号204
令和4年7月1日	池内訪問看護ステーション	訪看	神戸市西区玉津町高津橋349番地 C棟103号室
令和4年7月1日	あむKOB E訪問看護ステーション	訪看	神戸市中央区下山手通7丁目11番20号 松本ビル1階
令和4年7月1日	訪問看護ココロステーションミモ神戸	訪看	神戸市中央区八幡通1丁目1番19号 イトーピア三宮アーバンステージ607
令和4年7月1日	うみのほしルルド訪問看護ステーション	訪看	神戸市東灘区魚崎西町1丁目7番14号
令和4年7月1日	訪問看護ステーション	訪看	神戸市北区山田町上谷上字古々山

	ンぷくぷく		29番地339 blancube 大池103
令和4年7月1日	ユニバーサル訪問看護ステーション ハ・リハ	訪看	神戸市垂水区名谷町字横尾1825番地の1

2 法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 名称の変更に係るもの

変更日	名称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和4年1月1日	キリン堂薬局 大倉山店	薬局	神戸市中央区楠町3丁目 神戸市営地下鉄大倉山駅構内	アイセイ薬局 大倉山店
令和4年2月1日	グリーン薬局 白川台店	薬局	神戸市須磨区東白川台1丁目18番7	阪神調剤薬局 白川台店
令和4年2月1日	キリン堂薬局 兵庫店	薬局	神戸市兵庫区和田宮通5丁目1番12号	サンコー薬局 兵庫店
令和4年4月1日	コスモズ薬局 西神戸店	薬局	神戸市西区枝吉5丁目156番地 クリオコート西神戸1階	いちご薬局 西 神戸店
令和4年4月1日	グリーン薬局 伊川谷店	薬局	神戸市西区池上2丁目5番4号	阪神調剤薬局 伊川谷店
令和4年4月1日	フタツカ薬局 神戸舞子店	薬局	神戸市垂水区舞子台2丁目9番30号 舞子台グリーンマンション101	フタツカ薬局 舞子店
令和4年4月1日	フタツカ薬局 神戸西店	薬局	神戸市西区持子2丁目16番地の3	フタツカ薬局 西神戸店
令和4年6月1日	テンヤクドー 薬局 本店	薬局	神戸市北区甲栄台1丁目2番3号103	テンヤクドー薬 局 北鈴店

(2) 所在地の変更に係るもの

変更日	名称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和4年4月1日	阪神調剤薬局 魚崎店	薬局	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番15号 第二松原ビル103号	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番14号 松原ビル107号
令和4年4月1日	阪神調剤薬局	薬局	神戸市中央区脇浜町	神戸市中央区割

	神鋼店		1丁目4番47号	塚通3丁目5番 高架下山浜4号
令和1年7月1日	まつしまクリ ニック	腎臓	神戸市須磨区中落合 3丁目1番10号 L UCCA名谷2F・ 4F	神戸市須磨区中 落合3丁目1番 10号 LUCCA A名谷4F
令和4年4月30日	おおぎ調剤薬 局	薬局	神戸市東灘区北青木 3丁目5番10号 リ ラハイム1階	神戸市東灘区北 青木3丁目4番 14号
令和4年6月1日	テンヤクドー 薬局 本店	薬局	神戸市北区甲栄台1 丁目2番3号103	神戸市北区甲栄 台1丁目2番10 号 スタープラ ザ1F
令和4年7月4日	キリン堂薬局 吾妻通店	薬局	中央区日暮通2丁目 2番4号 プリマ ベール神戸101号室	中央区吾妻通3 丁目1番29号

神戸市告示第374号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所をいう。）を指定したので、同法第49条の7第2項において読み替える同法第49条の4第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

施設名	住所	受入対象者(※)	指定緊急避難場所との重複
特別養護老人ホーム エル・グレイス六甲	神戸市灘区鶴甲1丁目5番2号	高齢者・市が特 定した者	
特別養護老人ホーム 雲雀丘すみれ園	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番 2号	高齢者・市が特 定した者	

※家族等も受入対象とする。

神戸市告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年8月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年9月6日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	東灘里88号線	神戸市東灘区住吉山手4丁目1670番1地先から 神戸市東灘区住吉山手4丁目1670番1地先まで	新	13.60	5.80
			旧	13.60	最大 5.80 最小 4.60

神戸市告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年8月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年9月6日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)				
市道	北僧尾2号線	神戸市北区淡河町北僧尾字坊垣内2383番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字坊垣内2387番地先まで	156.60	最大 19.90 最小 4.50				
			北僧尾3号線	神戸市北区淡河町北僧尾字東浦2897番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字弓矢2296番地先まで	160.10	最大 7.00 最小 4.00		
					北僧尾4号線	神戸市北区淡河町北僧尾字弓矢2292番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字弓矢2294番地先まで	74.70	最大 15.70 最小 4.50
							北僧尾5号線	神戸市北区淡河町北僧尾字東浦2887番1地先から

	神戸市北区淡河町北僧尾字東浦2894 番地先まで		
北僧尾6号線	神戸市北区淡河町北僧尾字弓矢2271 番2地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字東浦2898 番地先まで	282.30	最大 12.30 最小 4.40
北僧尾7号線	神戸市北区淡河町北僧尾字芝ノ沢774 番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字東浦2881 番1地先まで	194.50	最大 16.00 最小 4.20
北僧尾8号線	神戸市北区淡河町北僧尾字ナメラ 2807番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字芝ノ沢770 番4地先まで	421.40	最大 14.60 最小 4.40
北僧尾9号線	神戸市北区淡河町北僧尾字芝ノ沢 2848番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字弓矢2248 番地先まで	309.80	最大 17.60 最小 4.50
北僧尾10号線	神戸市北区淡河町北僧尾字芝ノ沢 2835番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字芝ノ沢 2833番地先まで	134.80	最大 9.50 最小 4.50
北僧尾11号線	神戸市北区淡河町北僧尾字ナメラ 2807番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字簾谷2832 番地先まで	154.50	最大 11.00 最小 9.80
北僧尾12号線	神戸市北区淡河町北僧尾字ナメラ 2801番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字畑ケ中 2237番地先まで	300.30	最大 12.40 最小 4.50
北僧尾13号線	神戸市北区淡河町北僧尾字弓矢2261 番2地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字尾崎2302 番地先まで	295.00	最大 14.90 最小 4.70
北僧尾14号線	神戸市北区淡河町北僧尾字弓矢2267 番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字尾崎2315 番地先まで	231.00	最大 7.90 最小 5.90
北僧尾15号線	神戸市北区淡河町北僧尾字芋谷1129	1,083.90	最大 17.90

	番2地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字毛谷2125 番地先まで		最小 4.00
北僧尾号16線	神戸市北区淡河町北僧尾字芋谷2364 番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字芋谷2334 番地先まで	385.70	最大 21.00 最小 4.10
北僧尾17号線	神戸市北区淡河町北僧尾字芝ノ沢 2243番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字毛谷2125 番地先まで	571.90	最大 15.50 最小 4.50
北僧尾19号線	神戸市北区淡河町北僧尾字稲葉2219 番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字芋谷2353 番地先まで	328.50	最大 13.40 最小 4.20
北僧尾20号線	神戸市北区淡河町北僧尾字稲葉985番 1地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字大西1064 番地先まで	158.00	最大 10.00 最小 4.60
北僧尾22号線	神戸市北区淡河町北僧尾字芋谷2341 番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字芋谷2334 番地先まで	167.30	最大 11.60 最小 4.90
北僧尾23号線	神戸市北区淡河町北僧尾字毛谷2154 番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字向沢1184 番1地先まで	349.90	最大 16.00 最小 4.90
北僧尾24号線	神戸市北区淡河町北僧尾字毛谷2149 番地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字毛谷2146 番地先まで	120.60	最大 10.50 最小 4.80
北僧尾25号線	神戸市北区淡河町北僧尾字沢田650番 地先から 神戸市北区淡河町北僧尾字沢田2112 番地先まで	269.80	最大 14.20 最小 4.70

神戸市告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路について令和4年8月24日からその供用を廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年9月6日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間
市道	泉台6丁目2号線	神戸市北区泉台7丁目7番2地先から 神戸市北区泉台6丁目6番3地先まで

神戸市告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、次の市道の全区間をもっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和4年8月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 路線名及び指定する道路
市道 泉台6丁目2号線
- 2 指定する期日
令和4年8月23日

神戸市告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路について令和4年8月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年9月6日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間

種類		
市道	泉台6丁目2号線	神戸市北区泉台7丁目7番2地先から 神戸市北区泉台6丁目6番3地先まで

公 告

神戸市公告第136号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年8月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借（借地権は発生しない）。対象物件の所在、面積、貸付期間、用途、最低月額貸付価格は別表のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。また、入札不調後の随意契約についても同様とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び神戸市税について未納の税額がある者。
- (3) 神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
 - オ 神戸市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (4) 借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- (5) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
 - ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。
 - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類す

る地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団、役員もしくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）。

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用課（電話番号078-322-5140）

（以下「資産活用課」という。）

4 入札の参加に関する要領の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和4年8月5日（金）から4年8月31日（水）まで神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

資産活用課

(3) 交付方法

無料交付

5 入札参加申込みの日時及び場所

(1) 入札参加申込みの日時

令和4年8月5日（金）から令和4年8月31日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込みの場所

資産活用課

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込をした者に限ります。

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、別表のとおりとします。

(2) 入札に参加する者は、事前に、本市が交付する所定の納入通知書により、神戸市公金収納取扱金融機関で入札書類の送付までに入札保証金を納入してください。

7 入札の日時、場所及び方法

(1) 入札の期間

令和4年9月15日（木）から令和4年9月30日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札の場所

資産活用課

(3) 入札の方法

本市が交付する所定の入札書により入札すること（郵送又は持参すること。）。

8 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和4年10月6日（木）午前10時00分より

(2) 開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館24階 1241会議室

(3) 落札者の決定の方法

落札者は、最低月額貸付価格以上の入札のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」若しくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- (3) 最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。
- (4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- (6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- (7) 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- (8) 入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (9) 代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- (10) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (11) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (12) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- (14) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

契約の締結は、令和4年11月30日（水）午後5時までに行います。

別表

物件番号	所在地	面積	貸付期間	用途	最低月額貸付価格	入札保証金
1号地	神戸市中央区雲井通3丁目390番のうち	289.54㎡ (実測)	令和4年12月1日から令和9年3月31日まで	平面駐車場	¥275,200	¥825,600

2号地	神戸市中央区脇 浜海岸通11番1 のうち	1,380.15㎡ (実測)	令和4年12月1 日から令和7年 3月31日まで	平面駐車場	¥255,800	¥767,400
3号地	神戸市兵庫区楠 谷町246番2・ 246番4のうち	98.15㎡ (概測)	令和4年12月1 日から令和9年 3月31日まで	平面駐車場	¥60,500	¥181,500
4号地	神戸市長田区三 番町2丁目3番 60	508.66㎡ (実測)	令和4年12月1 日から令和9年 3月31日まで	平面駐車場	¥119,400	¥358,200
5号地	神戸市長田区上 池田2丁目15番 2のうち	58.61㎡ (概測)	令和5年4月1 日から 令和8年3月31 日まで	平面駐車場	¥18,300	¥54,900
6号地	神戸市須磨区大 黒町3丁目1番 28のうち	194.11㎡ (実測)	令和4年12月1 日から令和9年 3月31日まで	平面駐車場	¥131,300	¥393,900
7号地	神戸市須磨区須 磨本町1丁目83 番5	88.44㎡ (実測)	令和4年12月1 日から令和9年 3月31日まで	平面駐車場 資材置場等	¥48,700	¥146,100
8号地	神戸市西区美穂 が丘2丁目1番 1のうち	200.02㎡ (実測)	令和4年12月1 日から令和9年 3月31日まで	平面駐車場	¥10,100	¥30,300
9号地	神戸市西区伊川 谷町前開字土田 井1580番、1581 番、1582番4	751.60㎡ (概測)	令和5年4月1 日から 令和10年3月31 日まで	平面駐車場	¥36,410	¥109,230
10号地	神戸市西区前開 南町2丁目3番 1、3番2、3 番5	1,176.39㎡ (実測)	令和5年4月1 日から令和10年 3月31日まで	平面駐車場	¥313,500	¥940,500

神戸市公告第146号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区五色山1丁目1264番1、1264番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区栄町通4丁目2番13号

和田興産株式会社

代表取締役 溝本 俊哉

3 許可番号

令和3年3月9日 第7099号

(変更許可 令和4年7月6日 第1490号)

神戸市公告第147号

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和4年8月23日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-6号	令和4年 8月1日	神戸市兵庫区水木通1丁目5番3	43.49	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告第148号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に基づき都市再生整備計画を作成したので、同法第46条第28項の規定により都市再生整備計画（下記に示す地区）を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年8月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

記

神戸ウォーターフロント地区

神戸市公告第149号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年8月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
兵庫県神戸市北区有野中町2丁目2番1、2番2、2番5、2番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府泉佐野市日根野7001-1-1206号
西浦 大祐
- 3 許可番号
令和4年7月4日 第8057号

交 通 局

神戸市交通局電子署名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年8月10日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第4号

神戸市交通局契約規程の一部を改正する規則

神戸市交通局電子署名規程（平成25年12月16日交規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、交通局公文書管理規程(<u>平成30年3月30日交規程第12号</u>)第18条の2第3項の規定により、電子署名に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 電子署名カード 半導体集積回</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、交通局公文書管理規程(<u>昭和33年3月31日交規程第27号</u>)第18条第3項の規定により、電子署名に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 電子署名カード 半導体集積回</p>

路を一体として組み込んだカードであって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。

(5) カード型電子署名管理者 電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者であって、電子署名カードによる電子署名を行うものをいう。

(6) 非カード型電子署名管理者 神戸市交通局会計規程（昭和29年4月1日規程第2号）第86条に規定する支出担当者であって、その所管に係る次条ただし書きに規定する他の方法（電子署名カードにより行うものを除く。）による電子署名を行う者をいう。

（電子署名）

第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、経営企画課長を経由しての交通事業管理者の承認（次条において「交通事業管理者の承認」という。）を得たものについては、他の方法により電子署名を行うことができる。

（電子署名カード）

路を一体として組み込んだカード（以下「ICカード」という。）であって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。

(5) カード管理者 電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者をいう。

（電子署名）

第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、経営企画課長を経由しての交通事業管理者の承認（次条において「交通事業管理者の承認」という。）を得たものについては、他の機関が発行する電子署名カードを用いて電子署名を行うことができる。

（電子署名カード）

第4条 電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等及び当該電子署名カードに係るカード型電子署名管理者は、別表のとおりとする。ただし、交通事業管理者の承認を得たものは、この限りでない。

(電子署名カードの交付等)

第5条 別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、組織認証局が指定する様式により、経営企画課長に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

2 経営企画課長は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを管理台帳に登録の上、カード型電子署名管理者に交付しなければならない。

3 カード型電子署名管理者は、毎年7月1日に経営企画課長にその保管する電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。

(電子署名カードの管理)

第6条

第4条 電子署名に用いる職名等及び当該電子署名に係るカード管理者は、別表のとおりとする。ただし、交通事業管理者の承認を得たものは、この限りでない。

(電子署名カードの交付等)

第5条 別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、電子署名カード用のICカードを添えて、書面により交通事業管理者に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

2 経営企画課長は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを管理台帳に登録の上、カード管理者に交付しなければならない。

3 カード管理者は、毎年7月1日経営企画課長にその保管する電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。

(電子署名カードの管理)

第6条 電子署名カードの保管、使用その他の事務については、交通局公文書管理規程第6条に規定する公文書主任(以下単に「公文書主任」とい

電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

2 カード型電子署名管理者は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れて鍵をかけなければならない。

3 カード型電子署名管理者は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(非カード型電子署名に係る届出)

第7条 非カード型電子署名管理者は、第3条ただし書きの規定により他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行うこととなったときは、あらかじめ、別に定める所要事項を経営企画課長に届け出なければならない。

2 経営企画課長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を管理台帳に登録しなければならない。

う。)がカード管理者の指示により行わなければならない。

2 電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

3 公文書主任は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れてかぎをかけなければならない。

4 公文書主任は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(電子署名カードの使用)

第7条 公文書主任は、電子署名カードを使用するときは、電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

2 公文書主任は、起案者又は文書取扱者に電子署名使用簿に所要事項を記載させた後、電子署名カードを使用するものとする。

3 公文書主任が不在の場合は、カード管理者があらかじめ定める者に電子署名カードを使用させることが

(非カード型電子署名管理者)

第8条 第3条ただし書きに規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）は、交通事業管理者が特に認める場合は、第2条第6号の規定にかかわらず、非カード型電子署名管理者以外の者が行うことができる。

2 非カード型電子署名管理者に事故があるとき、又は非カード型電子署名管理者が欠けたときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

3 前項の場合において、交通事業管理者は、非カード型電子署名管理者の事務を代行させようとするときは、あらかじめ代行させようとする者の職及び氏名を経営企画課長に通知しなければならない。

(電子署名使用簿等)

第9条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子

できる。

4 やむを得ない理由により、電子署名カードを執務時間以外の時間に使用しようとするときは、あらかじめカード管理者の承認を受けなければならない。

(職務代行等の場合の電子署名)

第8条 交通事業管理者に事故があるためその事務を代行する職員及び交通事業管理者が欠けたためその事務を取り扱う職員は、交通事業管理者の電子署名を使用することができる。

(電子署名カードに係る事故報告)

第9条 カード管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、

署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録に係る決裁文書の起案者に電子署名使用簿に所要事項を記録させなければならない。

2 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

(電子署名に係る事故報告)

第10条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、個人識別番号を亡失したとき、電子署名カードの紛失又は盗難があったとき、電子署名が不正に行われ、又は不正に行われる可能性がある状態になったときその他電子署名に係る事故があったときは、直ちに、経営企画課長に報告しなければならない。

(電子署名の廃止)

第11条 電子署名カードの使用を廃止する場合及び第3条ただし書きに規

交通事業管理者に書面により報告しなければならない。

(1) 個人識別番号の亡失により電子署名カードが使用できなくなったとき。

(2) 電子署名カードが破損したことにより使用できなくなったとき。

(3) 電子署名カードについて盗難、紛失その他の事故があったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、電子署名カードが不正に使用され、又は不正に使用される可能性がある状態になったとき。

(電子署名カードの廃止)

第10条 カード管理者は、前条各号に該当するとき又は電子署名カードを廃止しようとするときは、書面により交通事業管理者に申請しなければならない。

2 廃止した電子署名カードは、遅滞なく、経営企画課長に返却しなければならない。

定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行わないこととする場合は、経営企画課長に別に定める様式により届け出なければならない。

（電子署名規程の遵守）

第12条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、本規程の定めによる経営企画課長への申請もしくは届け出のほか、神戸市で定める電子署名規程（平成18年3月訓令甲第17号）に基づく所管部署への諸手続きについて、必要に応じこれを遵守するものとする。

（施行細目の委任）

第13条 この訓令の施行に関し必要な事項は、交通事業管理者が定める。

別表（第4条関係）

電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
[略]	[略]
[略]	[略]

（施行細目の委任）

第11条 この訓令の施行に関し必要な事項は、交通事業管理者が定める。

別表（第4条、第5条関係）

電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード管理者
[略]	[略]
[略]	[略]

（施行期日）

この規程は、令和4年8月10日から施行する。

教育委員会

神戸市教育委員会職員の特務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月8日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第3号

神戸市教育委員会職員の特務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（教育委員会職員特務手当）	（教育委員会職員特務手当）
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校に勤務する職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担	3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校に勤務する職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担

を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）第14条第2項の規定により、休日給が支給される日をいう。）に行うもの勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育活動としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒等又は学生に対する指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの勤務1回につき3,600円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(5) [略]

4～6 [略]

を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）第14条第2項の規定により、休日給が支給される日をいう。）に行うもの勤務1回につき5,100円

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育活動としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒等又は学生に対する指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの勤務1回につき3,600円

(5) [略]

4～6 [略]

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行し、この規則による改正後の神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第3項第4号の規定は、平成31年1月1日から適用する。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月8日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第4号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
湊翔楠 〔兵庫 区〕 （西仲 町（1 番1～	湊	東川崎町1～7、栄 町通7、相生町1～ 5、古湊通1・2、 橘通3・4、多聞通 3～5、中町通2～ 4	湊翔楠 〔兵庫 区〕 （西仲 町（1 番1～	湊	東川崎町1～7、栄 町通7、相生町1～ 5、古湊通1・2、 橘通3・4、多聞通 3～5、中町通2～ 4

<p>5号・ 9号 (北 部)・ 10・14 ～22 号、2 番1～ 4号・ 9号 (南 部)・ 10～ 12・43 ～46 号)、 佐比江 町、西 出町 1・ 2、西 出町、 東出町 1～ 3、鍛 冶屋町 1・ 2、島</p>	<p>[兵庫区] 西上橋通 1・2、西橋通1・ 2、福原町、西多聞 通1・2、新開地1 (3・4番(西部) を除く。)・2 (3・4・7番を除 く。)・3(4番を 除く。)・4(6番 を除く。)・5(3 番を除く。)・6 (2・3番を除 く。)、西仲町(1 番1～5号・9号 (北部)・10・14～ 22号、2番1～4 号・9号(南部)・ 10～12・43～46 号)、佐比江町、西 出町1・2、西出 町、東出町1～3、 鍛冶屋町1・2、島 上町1・2、七宮町 1・2、本町1(1 番1～6・18～24号 を除く。)・2(1 番7～16号、3番16 ～21号、4番5号を</p>	<p>5号・ 9号 (北 部)・ 10・14 ～22 号、2 番1～ 4号・ 9号 (南 部)・ 10～ 12・43 ～46 号)、 佐比江 町、西 出町 1・ 2、西 出町、 東出町 1～ 3、<u>川</u> <u>崎</u> 町、 鍛冶屋 町1・</p>	<p>[兵庫区] 西上橋通 1・2、西橋通1・ 2、福原町、西多聞 通1・2、新開地1 (3・4番(西部) を除く。)・2 (3・4・7番を除 く。)・3(4番を 除く。)・4(6番 を除く。)・5(3 番を除く。)・6 (2・3番を除 く。)、西仲町(1 番1～5号・9号 (北部)・10・14～ 22号、2番1～4 号・9号(南部)・ 10～12・43～46 号)、佐比江町、西 出町1・2、西出 町、東出町1～3、 <u>川崎</u>町、鍛冶屋町 1・2、島上町1・ 2、七宮町1・2、 本町1(1番1～ 6・18～24号を除 く。)・2(1番7 ～16号、3番16～21</p>
--	---	--	---

上町 1・ 2、七 宮町 1・ 2、本 町1 (1番 1～ 6・18 ～24号 を除 く。) ・2 (1番 7～16 号、3 番16～ 21号、 4番5 号を除 く。) ・湊町 1 (JR 以 南)、 兵庫町 1・2	[略]	除く。)、湊町1 (JR以南)、兵庫町 1・2 (1番28～37 号、2番1・33号)	[略]	2、島 上町 1・ 2、七 宮町 1・ 2、本 町1 (1番 1～ 6・18 ～24号 を除 く。) ・2 (1番 7～16 号、3 番16～ 21号、 4番5 号を除 く。) ・湊町 1 (JR 以 南)、 兵庫町	[略]	号、4番5号を除 く。)、湊町1 (JR 以南)、兵庫町1・ 2 (1番28～37号、 2番1・33号)	[略]
---	-----	--	-----	---	-----	--	-----

(1番 28～37 号、2 番1・ 33号) を除 く。)			1・2 (1番 28～37 号、2 番1・ 33号) を除 く。)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
須佐野 (西仲 町(1 番1～ 5号・ 9号 (北 部)・ 10・14 ～22 号、2 番1～ 4号・ 9号 (南 部)・ 10～ 12・43 ～46	[略]	[略]	須佐野 (西仲 町(1 番1～ 5号・ 9号 (北 部)・ 10・14 ～22 号、2 番1～ 4号・ 9号 (南 部)・ 10～ 12・43 ～46	[略]	[略]

号)、
 佐比江
 町・西
 出町
 1・
 2、西
 出町、
 東出町
 1～
 3、鍛
 冶屋町
 1・
 2、島
 上町
 1・
 2、七
 宮町
 1・
 2、本
 町1
 (1番
 1～
 6・18
 ～24号
 を除
 く。)
 ・2
 (1番

号)、
 佐比江
 町・西
 出町
 1・
 2、西
 出町、
 東出町
 1～
 3、川
崎町、
 鍛冶屋
 町1・
 2、島
 上町
 1・
 2、七
 宮町
 1・
 2、本
 町1
 (1番
 1～
 6・18
 ～24号
 を除
 く。)
 ・2

<p>7～16号、3番16～21号、4番5号を除く。) 、湊町1 (JR以南)、兵庫町1・2 (1番28～37号、2番1・33号) を加える。)</p>			<p>(1番7～16号、3番16～21号、4番5号を除く。) 、湊町1 (JR以南)、兵庫町1・2 (1番28～37号、2番1・33号) を加える。)</p>		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
雲雀丘	丸山ひばり	一里山町、鶯町1～4、大日丘町1～3、萩乃町1～3、雲雀ヶ丘1～3、檜川町1～3、源平町、高東町1～3、	雲雀丘	丸山ひばり	一里山町、鶯町1～4、大日丘町1～3、萩乃町1～3、雲雀ヶ丘1～3、檜川町1～3、源平町、高東町1～3、

		鹿松町1～3、長者町、西丸山町1～3、花山町1～2、東丸山町、丸山町1～4、長田天神町7、堀切町（19番1～4号・20番を除く。）、明泉寺町3（7番5～17号・8・9番） 〔兵庫区〕里山町 〔須磨区〕 <u>妙法寺</u> （高取山、アチラムキ、藪中、藪中下、藪中ノ上、藪中ノ中、藪中ノ下、風早、池尻）			鹿松町1～3、長者町、西丸山町1～3、花山町1～2、東丸山町、丸山町1～4、長田天神町7、堀切町（19番1～4号・20番を除く。）、明泉寺町3（7番5～17号・8・9番） 〔兵庫区〕里山町 〔須磨区〕 <u>妙法寺</u> （高取山、アチラムキ、やぶなか、やぶななか下、やぶななかノ上、やぶななかノ中、やぶななかノ下、風早、池ノ尻）
	[略]	[略]			[略]
横尾	妙法寺	妙法寺（高取山、アチラムキ、藪中、藪中下、藪中ノ上、藪中ノ中、藪中ノ下、風早、池尻、アチ口、兀山（3～6番）、三ツ滝を除く。）、緑が丘1・2、桜の杜	横尾	妙法寺	妙法寺（高取山、アチラムキ、やぶなか、やぶななか下、やぶななかノ上、やぶななかノ中、やぶななかノ下、風早、池ノ尻、アチ口、兀山（3～6番）、三ツ滝を除く。）、緑が丘1・

					2、桜の杜
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、桃山台1～7、 <u>名谷町（1191番地の7～16、社谷土地区画整理事業区域）</u> 、清玄町	桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、桃山台1～7、 <u>名谷町（1191番地の7～16）</u> 、清玄町
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
福田 （美山台3、東垂水町（菅ノ口、流田））	名谷	名谷町（奥畑地区、 <u>神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、1191番地の7～16、社谷土地区画整理事業区域を除く。</u> ）、神和台1～3	福田 （美山台3、東垂水町（菅ノ口、流田））	名谷	名谷町（奥畑地区、 <u>神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、1191番地の7～16を除く。</u> ）、神和台1～3
乙木1～3、東垂水3、上高丸2、高丸4（8番）・	[略]	[略]	乙木1～3、東垂水3、上高丸2、高丸4（8番）・	[略]	[略]

5～ 8、千 鳥が丘 3（9 番）、 山手8 を除 く。）			5～ 8、千 鳥が丘 3（9 番）、 山手8 を除 く。）		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。ただし、湊翔楠の項、須佐野の項、雲雀丘の項及び横尾の項の改正規定は、公布の日から施行する。